



神勞基発 0928 第3号の 37
令和 4 年 9 月 28 日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
代 表 者 殿

神奈川県労働局労働基準部長



職場での転倒災害を予防するための取組の推進について（協力依頼）
～ 10月10日の「転倒予防の日」を契機に職場環境の見直しを ～

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近の労働災害の状況は、職場での転倒災害が最も多い事故の型で、平成29年以降は増加が続いています。今年は前年同期比で10%以上も増加しており（令和4年8月末日速報値）、歯止めがかからない状況です。また、転倒災害の約5割強が休業1か月以上で、特に50歳代以上の女性で多く発生しています。転倒災害を予防することは、女性や高齢者が活躍できる社会の実現や生産性向上などの観点からも、大変重要な課題です。

このような状況の下、当局では、昨年度に引き続き日本転倒予防学会が制定した10月10日の「転倒予防の日」を契機に、幅広く転倒予防の呼びかけを行うこととしました。

貴団体におかれては、現下の転倒災害の発生状況を、貴団体傘下会員と共有していただくとともに、「転倒予防の日」を契機に、下記資料を活用して、職場での転倒予防の取組が広く実施されますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省の関係資料

資料1 転倒予防・腰痛予防の取組（厚生労働省HPから入手願います。）

【掲載場所】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



2. 当局の関係資料

資料2 リーフレット「STOP! 転倒災害 (10月10日版)」

【掲載場所】

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/content/contents/001258116.pdf>



資料3 パンフレット「神奈川労働局管内の転倒災害発生状況
(令和3年)」

【掲載場所】

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/content/contents/001138763.pdf>



資料4 レポート「転倒災害の再発防止のための自主点検結果
(令和3年版)」

【掲載場所】

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/content/contents/001253784.pdf>



3. 中央労働災害防止協会の関係資料 (中災防HPから入手願います。)

資料5 動画「転びの予防 体力チェック」

【掲載場所】

<https://www.jisha.or.jp/order/korobi/>



4. 神奈川産業保健総合支援センターの関係資料

資料6 リーフレット「ゼロ災害無料出張サービスのご案内」

【掲載場所】

(一般産業向)

<https://www.kanagawas.iohas.go.jp/files/libs/2160/20211001161128524.pdf>



(社会福祉施設向)

<https://www.kanagawa.sohas.go.jp/files/libs/2161/202110011612098150.pdf>





増えています!
転倒災害

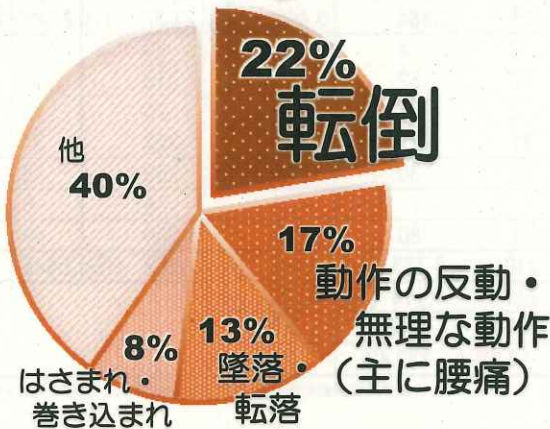
10月10日
災害防止対策再確認!

10月10日は
日本転倒予防学会が制定した
「転倒予防の日」です。

STOP! 転倒災害 プロジェクト

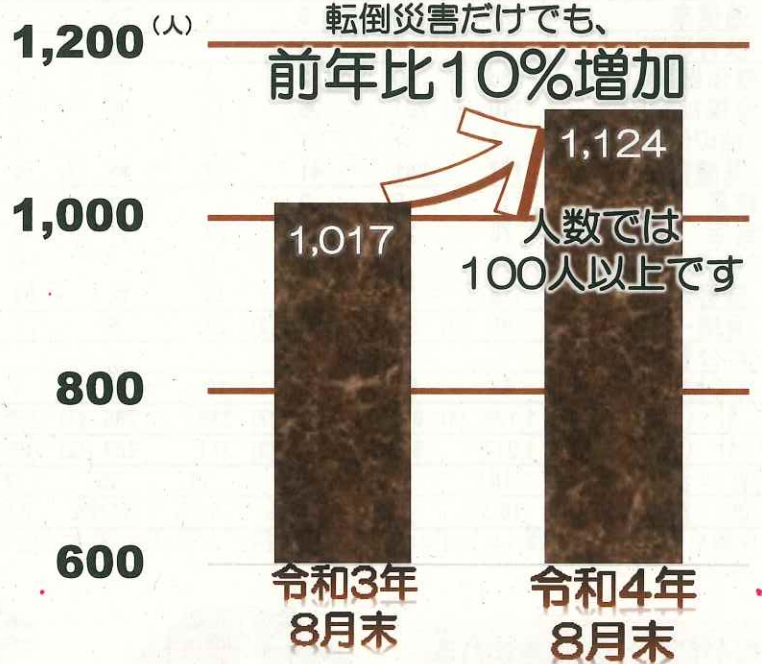


新型コロナウイルスの影響を除く
災害のうち、
転倒災害は $\frac{1}{5}$ 以上



令和4年8月末

神奈川県内、休業4日以上、労働者死傷病報告による



神奈川県内、休業4日以上、労働者死傷病報告による

できるところから、災害防止対策をしましょう!



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

神奈川労働局・労働基準監督署

チェックシートへ (職場のあんぜんサイト)



令和4年 業種別事故型別労働災害発生状況

※※
(令和4年8月末現在)
神奈川県労働局

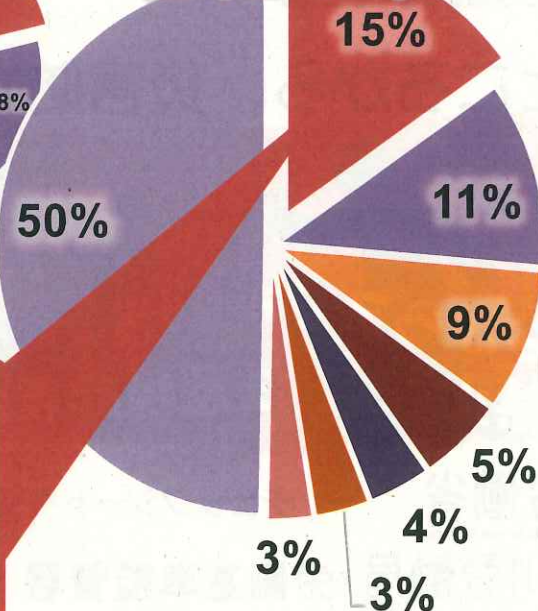
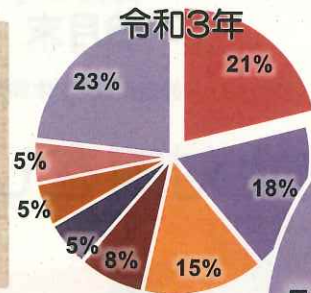
業種	当年(令和4年)									(令和3年)	増減数	増減率
	転倒	動作の反動・無理な動作	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	切れ・こすれ	激突	他	合計			
01 製造業	122	83	66	137	7	41	27	126	609	577 (3)	32	5.5%
02 鉱業						1		2	3	1	2	200.0%
03 建設業	51	24	116 (2)	50	10 (1)	44	14	153 (2)	462 (5)	436 (9)	26	6.0%
04 運輸交通業	141	142	152	49	73	8	32	132	729	635 (1)	94	14.8%
05 貨物取扱	41	39	17 (1)	23	2	5	18	36 (1)	181 (2)	226	-45	-19.9%
06 農林業	6	4	11	1		8	1	8	39	50	-11	-22.0%
07 畜産・水産業	1	1	2	2			2	4	12	11	1	9.1%
卸売業	23	14	15 (2)	7	3	5 (1)	5	12	84 (3)	82 (1)	2	2.4%
小売業	199	110	72	36	67 (1)	45	21	88	638 (1)	623 (1)	15	2.4%
理美容業	2	2						8	12	9	3	33.3%
その他の商業	20	10	13	4	2		3	20 (1)	72 (1)	67	5	7.5%
08 商業	244	136	100 (2)	47	72 (1)	50 (1)	29	128 (1)	806 (5)	781 (2)	25	3.2%
09 金融広告業	13	7	3		10		1	6	40	24	16	66.7%
10 映画・演劇業			1	2		2		3	8	1	7	700.0%
11 通信業	28	16	8	2	28		4	10	96	84	12	14.3%
12 教育研究	14	7	9		2	1	2	24	59	53	6	11.3%
医療保健業	36	39	12	3	8	1	4	1,292	1,395	368	1,027	279.1%
社会福祉施設	140	201	28	13	36 (1)	14	20	1,591	2,043 (1)	681 (1)	1,362	200.0%
その他の保健衛生	1	1	1	1		1	1	1	7	8	-1	-12.5%
13 保健衛生業	177	241	41	17	44 (1)	16	25	2,884	3,445 (1)	1,057 (1)	2,388	225.9%
旅館業	10	5	2		1	5	7	4	34	29	5	17.2%
飲食店	70	21	9	8	11	48	12	52	231	218	13	6.0%
その他の接客	38	11	5	5		6	2	21	88	75	13	17.3%
14 接客娯楽	118	37	16	13	12	59	21	77	353	322	31	9.6%
15 清掃・と畜	85 (1)	51	58 (2)	28	5	7	23	30	287 (3)	269	18	6.7%
16 官公署										6	-6	-100.0%
17 その他の事業	83	54	42	19	21	8	11	80	318	269	49	18.2%
合計(当年)	1,124 (1)	842	642 (7)	390	286 (3)	250 (1)	210	3,703 (4)	7,447 (16)	4,802 (16)	2,645	55.1%
合計(前年)	1,017	852	702 (3)	371	257 (2)	248 (1)	241	1,114 (10)	4,802 (16)			
増減数	107	-10	-60	19	29	2	-31	2,589	2,645			
増減率	10.5%	-1.2%	-8.5%	5.1%	11.3%	0.8%	-12.9%	232.4%	55.1%			

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

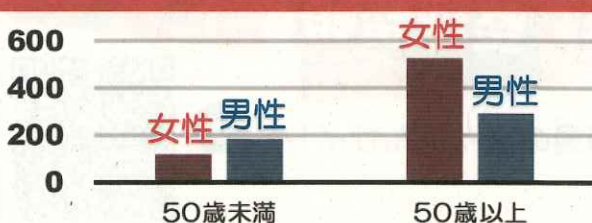
労働者死傷病報告様式第23号受理件数による。 ※※:例外を若干含む。

令和4年は、「他」に含まれる新型コロナウイルスの人数が令和3年より2,000人弱多いことが影響し、転倒災害での被災者割合は低下していますが被災者数は増加しています。

令和4年



転倒災害のうち、50歳以上の高齢の女性が被災する割合が、高い傾向にあります。



神奈川県労働局管内における 転倒災害発生状況（令和3年）

① 作業場所の 整理整頓



② 作業場所の 清掃



③ 毎日の 運動



▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



STOP! 転倒災害
プロジェクト 神奈川

1. 第12次労働災害防止計画の推移について

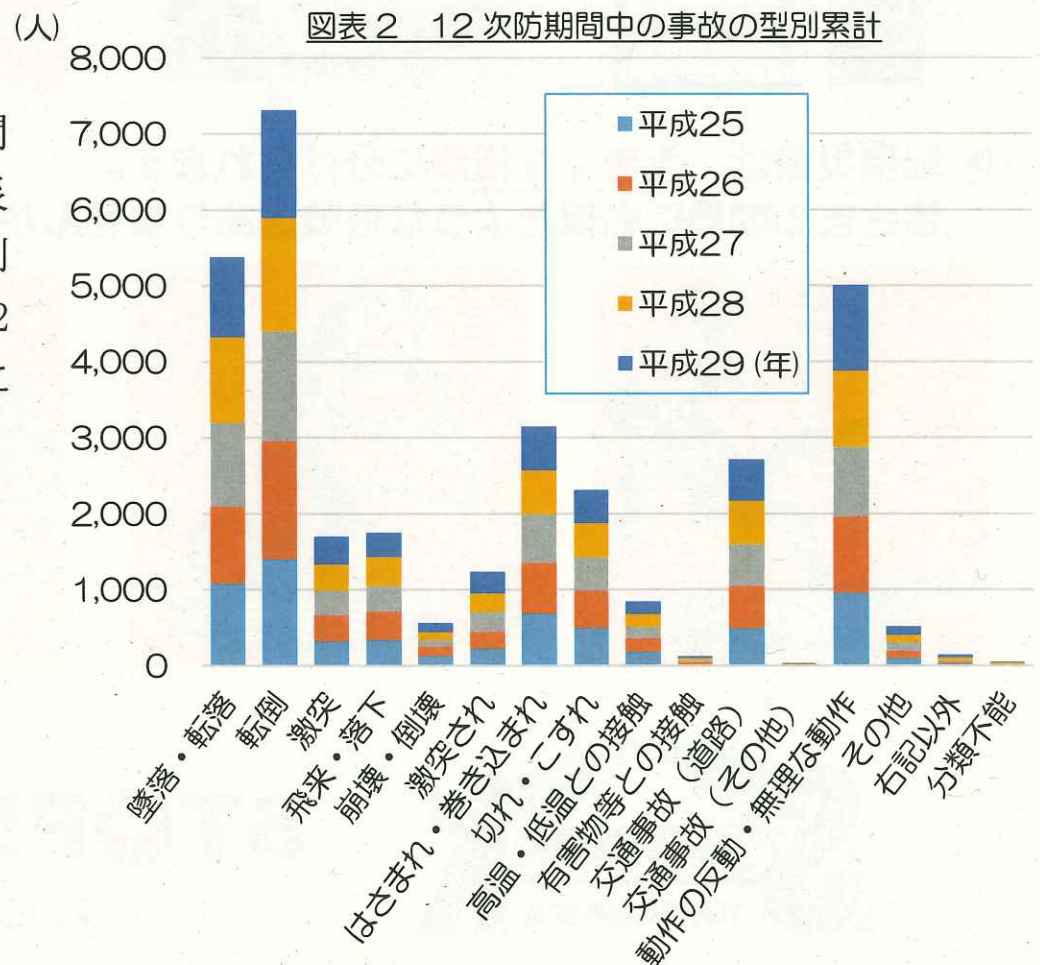
神奈川県労働局(以下「神奈川県」という)では、転倒災害の発生状況について労働者死傷病報告を分析しその発生状況を取りまとめた。

第12次労働災害防止計画(以下「12次防」という)(平成25年から平成29年)推進期間中における労働災害の発生状況は、図表1のとおり各年とも6,500人程度発生し、平成26年から増減を繰り返し、全体として増加傾向を示した。

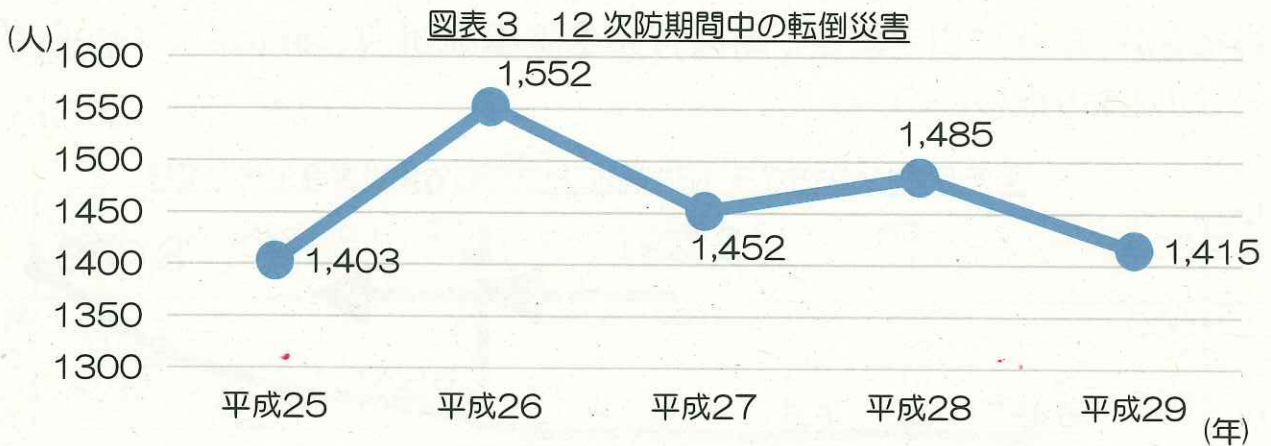


12次防推進期間中における労働災害の事故の型別累計では、図表2のとおり多い順に

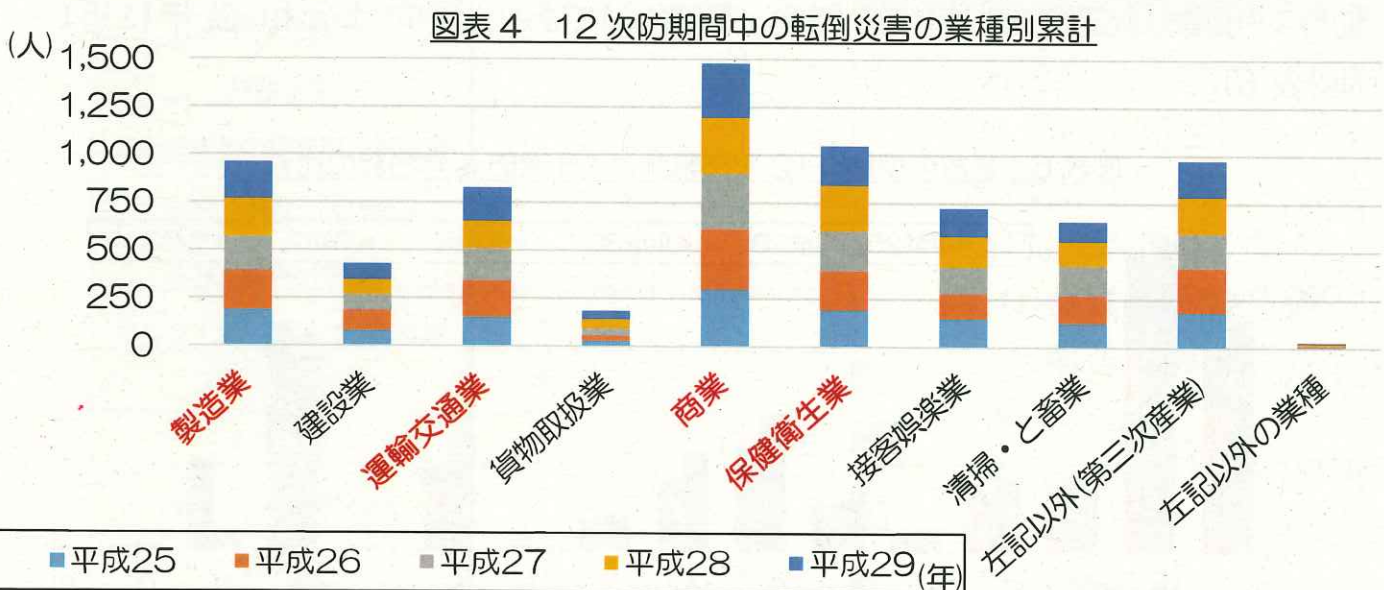
- ① 転倒
 - ② 墜落・転落
 - ③ 動作の反動・無理な動作
- の順で発生した。



12次防推進期間中の転倒災害発生件数は図表3に示すとおり、平成26年の1,552件をピークに減少はしたものの横ばいの傾向である。



業種別では商業、保健衛生業、製造業、運輸交通業において多発し、特に前記2業種を含む第三次産業全体で常に当該年の6割超を占める。(図表4)



(年)	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	第三次産業					左記以外の業種	合計
					商業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	左記以外の業種		
平成25	188	78	151	30	299	192	148	126	184	7	1,403
平成26	205	106	190	27	315	205	129	143	229	3	1,552
平成27	176	83	169	37	290	208	141	158	182	8	1,452
平成28	199	79	144	48	292	239	160	127	191	6	1,485
平成29	191	82	173	42	282	205	146	102	188	4	1,415
合計	959	428	827	184	1,478	1,049	724	656	974	28	7,307

2. 第13次労働災害防止計画期間における状況について

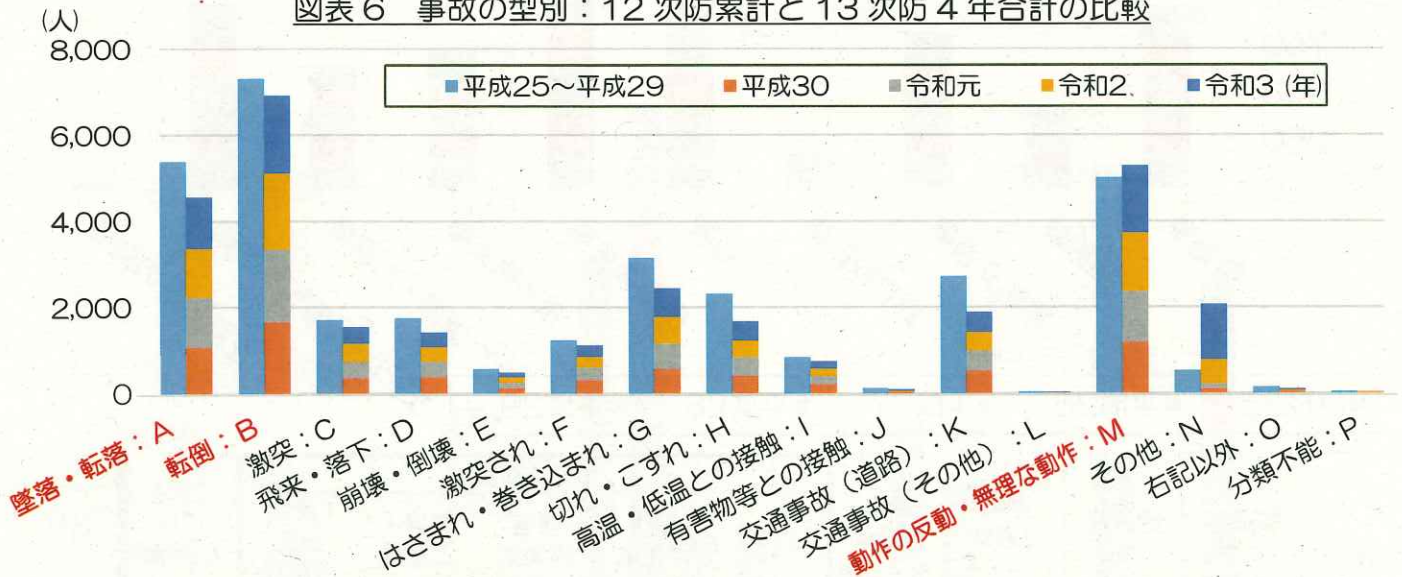
令和3年度は第13次労働災害防止計画(以下「13次防」という)の4年目に当たるが、前年に引き続き労働災害発生の増加傾向に歯止めがかからず、図表5のとおり推移している。

図表5 12次防から13次防にかけての労働災害発生状況推移



令和3年の事故の型別労働災害発生状況は発生件数上位から順に転倒(B)、動作の反動・無理な動作(M)、墜落・転落(A)であり、傾向は令和2年に近い(図表6)。

図表6 事故の型別：12次防累計と13次防4年合計の比較



	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
12次防 5カ年累計	5,377	7,309	1,699	1,746	559	1,233	3,145	2,310	843	121	2,714	26	5,001	517	141	43
平成30年	1,072	1,659	351	377	122	301	561	401	202	24	520	7	1,184	97	31	11
令和元年	1,162	1,684	379	361	131	309	608	449	192	14	480	2	1,177	114	25	8
令和2年	1,135	1,772	432	341	120	248	614	381	182	26	417	1	1,360	569	18	1
令和3年	1,192	1,800	382	334	109	251	652	436	164	23	462	2	1,559	1,278	24	0
13次防 4年分累計	4,561	6,915	1,544	1,413	482	1,109	2,435	1,667	740	87	1,879	12	5,280	2,058	98	20

(人)

3. 13次防期間の転倒災害発生状況について

(1) 主要業種別災害発生状況

令和3年は件数順に保健衛生業、商業、製造業で多く発生した。増加率では貨物取扱業、保健衛生業、清掃・と畜業の順に前年より増加傾向にある。(図表7)

図表7 年別業種別発生状況

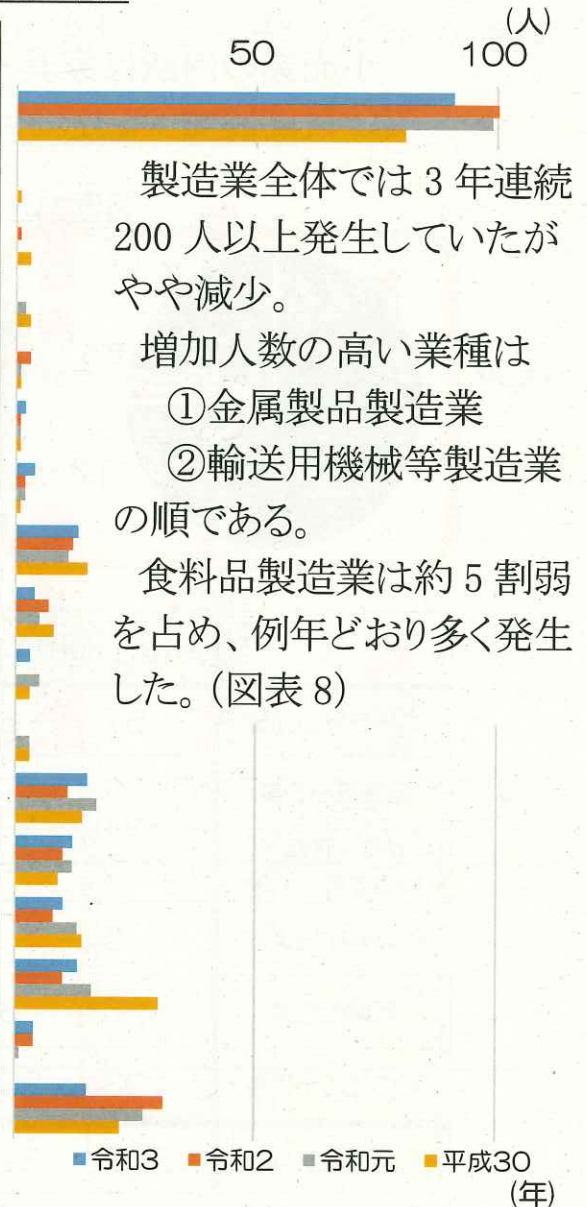
(年)	製造業	建設業	運輸 交通業	貨物 取扱業	商業	保健 衛生業	接客 娯楽業	清掃・ と畜業	左記以外 (第三次 産業)	左記以外	合計
平成30	209	87	195	39	340	226	162	153	236	12	1,659
令和元	215	89	193	60	315	272	172	132	229	7	1,684
令和2	205	90	188	69	371	307	172	144	218	8	1,772
令和3	186	76	181	87	358	361	150	156	235	10	1,800

(人)

① 製造業

図表8 製造業の年別発生状況

(年)	令和 3	令和 2	令和 元	平成 30
食料品製造業	91	105	99	81
繊維工業				1
衣服その他の繊維製品製造業		1		3
木材・木製品製造業			2	3
家具・装備品製造業		3	1	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1	1	1
印刷・製本業	4	2	2	1
化学工業	13	12	11	15
窯業土石製品製造業	4	7	5	8
鉄鋼業	3		5	3
非鉄金属製造業			3	3
金属製品製造業	15	11	17	14
一般機械器具製造業	12	10	12	9
電気機械器具製造業	10	8	13	14
輸送用機械等製造業	13	10	16	30
電気・ガス・水道業	4	4	1	
その他の製造業	15	31	27	22
製造業小計	186	205	215	209



② 商業

小売業で減少が見られるが、依然 8 割を超える発生件数がある。

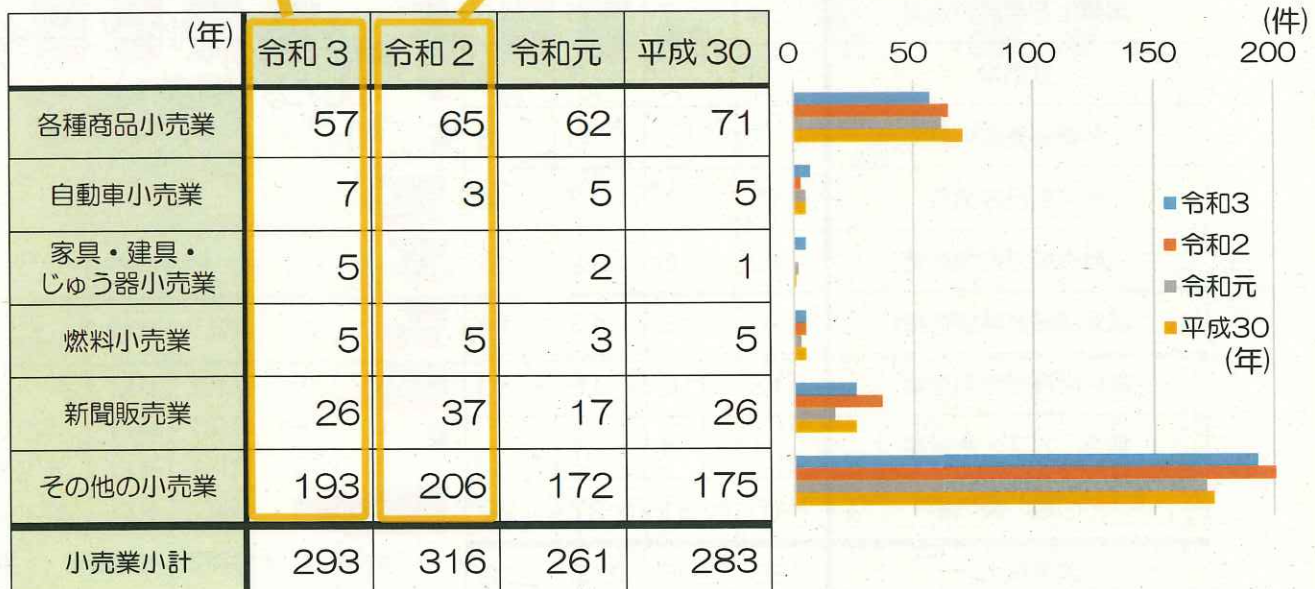
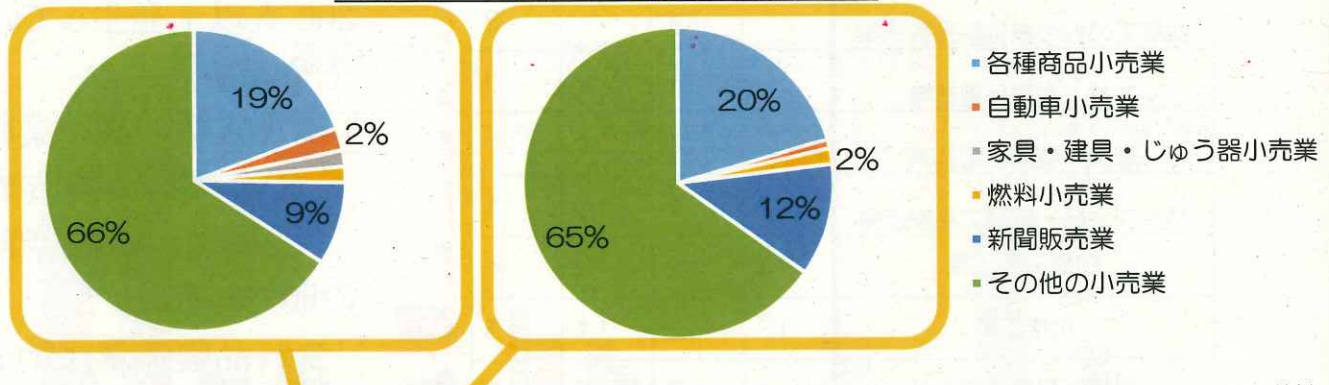
(図表 9)

図表 9 商業の年別発生状況



小売業の内訳は家具・建具・じゅう器小売業の増加率によらず割合は前年とほぼ同等であり、その他の小売業が 6 割強を占める。(図表 10)

図表 10 小売業の年別発生状況と割合

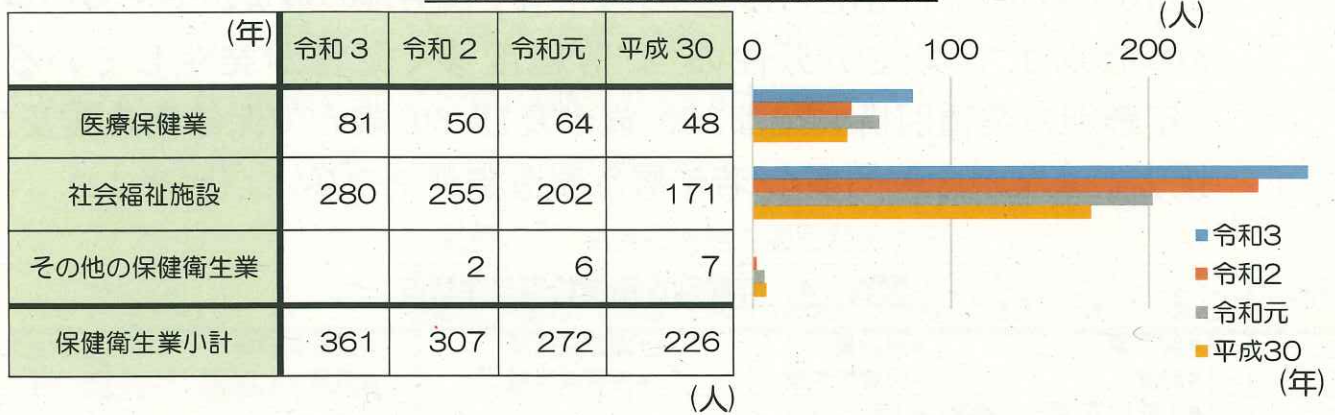


③ 保健衛生業

社会福祉施設で例年と同様多く発生し、かつ増加が著しい。

(図表 11)

図表 11 保健衛生業の年別発生状況

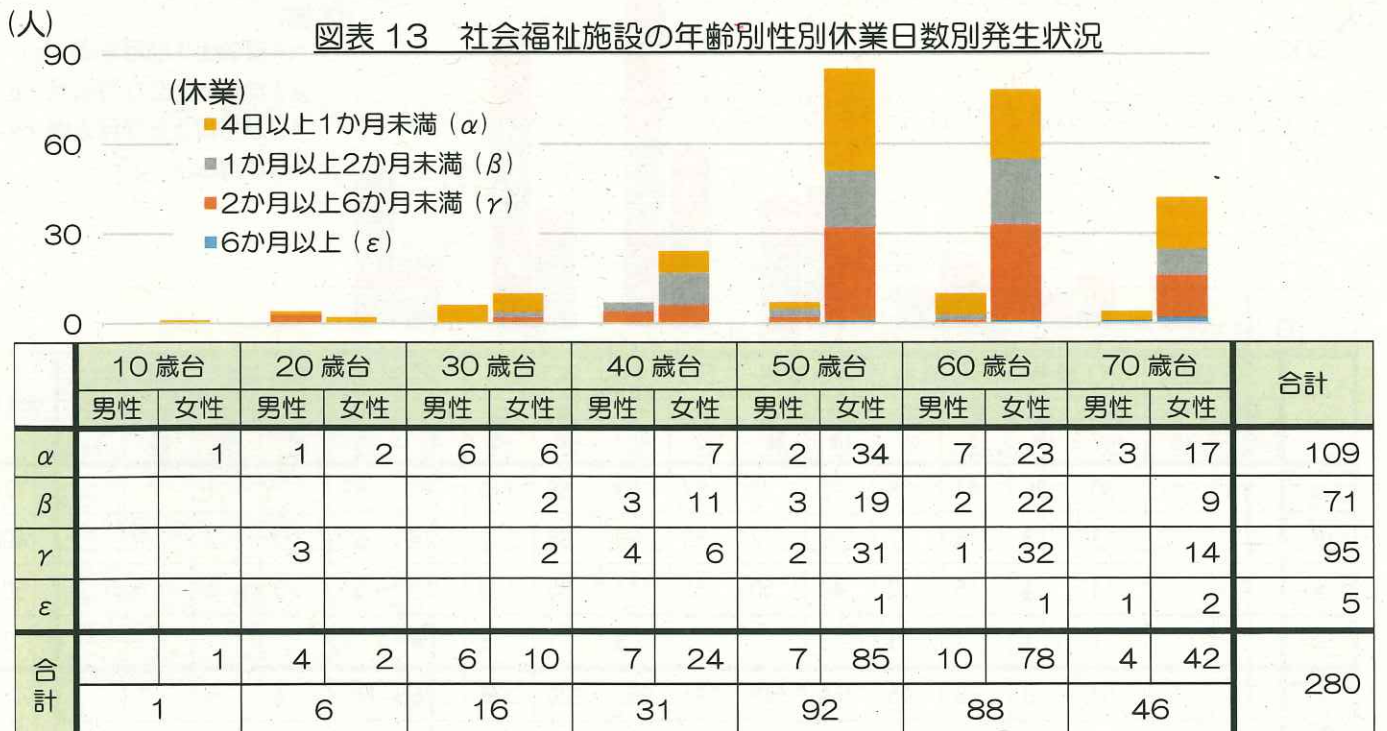


医療保健業と社会福祉施設の、各年齢別構成は概ね一致。(図表 12)
また社会福祉施設においては 50 歳以上の女性に多く発生した。(図表 13)

図表 12 医療保健業と社会福祉施設の年齢別発生状況



図表 13 社会福祉施設の年齢別性別休業日数別発生状況



(人)

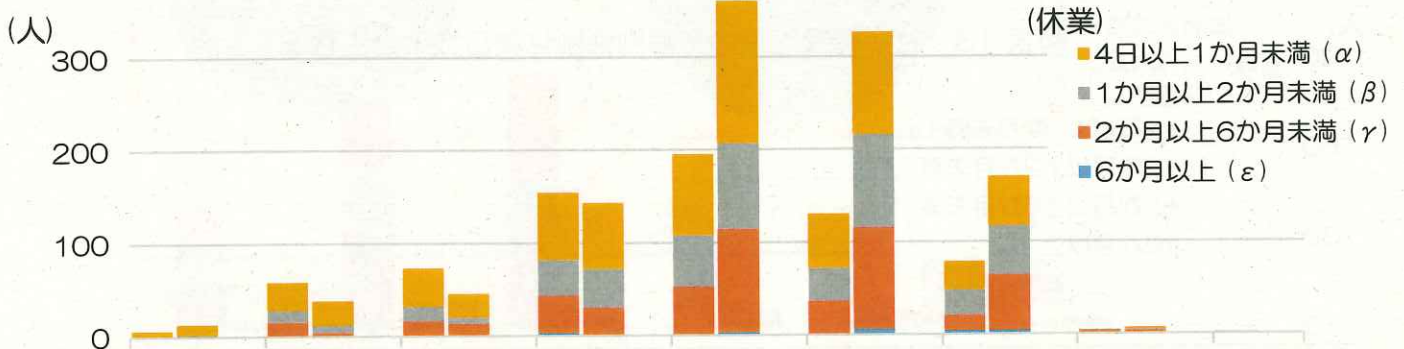
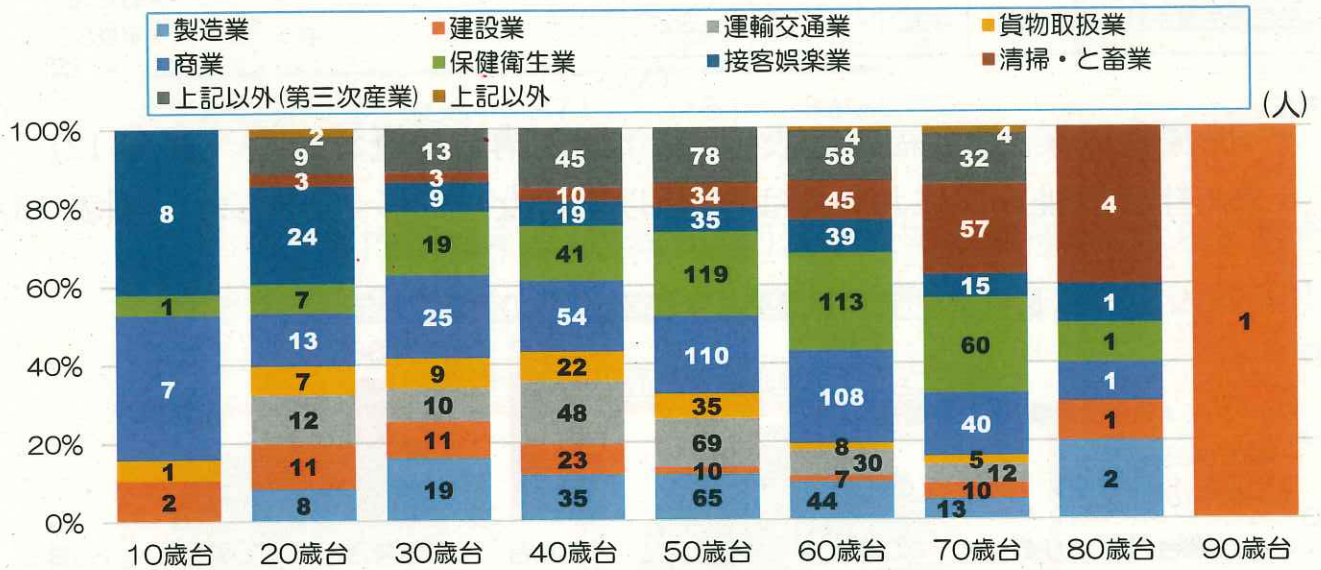
(2) 年齢別

① 年齢別、性別、業種別

前年と同様、50歳台及び60歳台が多く発生している。50歳以上では1,270人被災し約7割を占める。50歳未満では男性の被災がやや多いが、50歳以上で女性が男性の2倍程度多く災害が発生している。

年齢別の業種別構成比は、50歳台及び60歳台で保健衛生業及び接客娯楽業が比較的多く、若年層は製造業がやや多い。(図表14)

図表14 年齢別性別業種別発生状況



	10歳台		20歳台		30歳台		40歳台		50歳台		60歳台		70歳台		80歳台		90歳台		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
α	6	11	30	26	41	25	72	71	87	153	58	110	30	53		1			774
β		2	13	8	16	7	39	42	56	93	36	101	28	53	1	2	1		498
γ			14	4	15	12	40	30	52	111	35	109	16	60	3	3			504
ε			1		1	1	3			3	1	6	4	4					24
合計	6	13	58	38	73	45	154	143	195	360	130	326	78	170	4	6	1		1,800
	19		96		118		297		555		456		248		10		1		

③ 年齢別、傷病性質別

骨折が6割強を占め、次いで打撲、捻挫等が続く。

また、50歳以上の骨折が約5割を占め、10歳台から50歳台まで発生数が段階的に高くなっている点から

①高齢化による身体機能の低下が転倒時の衝撃に影響している

②高齢化による骨の強度の差が影響している

との原因が考えられる。(図表15)

図表15 年齢別傷病性質別発生状況

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳台	80歳台	90歳台	合計
関節の障害 (捻挫、亜脱臼及び転位を含む)	5	25	34	65	74	32	17			252
骨折	4	50	63	172	361	332	183	9		1,174
創傷 (切創、裂創、刺創及び挫滅傷を含む)	3	1	3	9	9	15	11			51
打撲傷 (皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む)	7	20	18	50	109	75	37	1	1	318
上記以外 (切創及び火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く))				1	2	2				5
合計	19	96	118	297	555	456	248	10	1	1,800

(人)

(3) 休業日数別、傷病性質別

令和3年において死亡災害は発生していない。

骨折の被災程度は概ね2か月以上6か月未満の休業日数にわたっているケースが多い。

打撲、捻挫等は休業4日以上1か月未満が多く、骨折と比較して休業期間が短い災害といえる。(図表16)

図表16 休業日数別傷病性質別発生状況

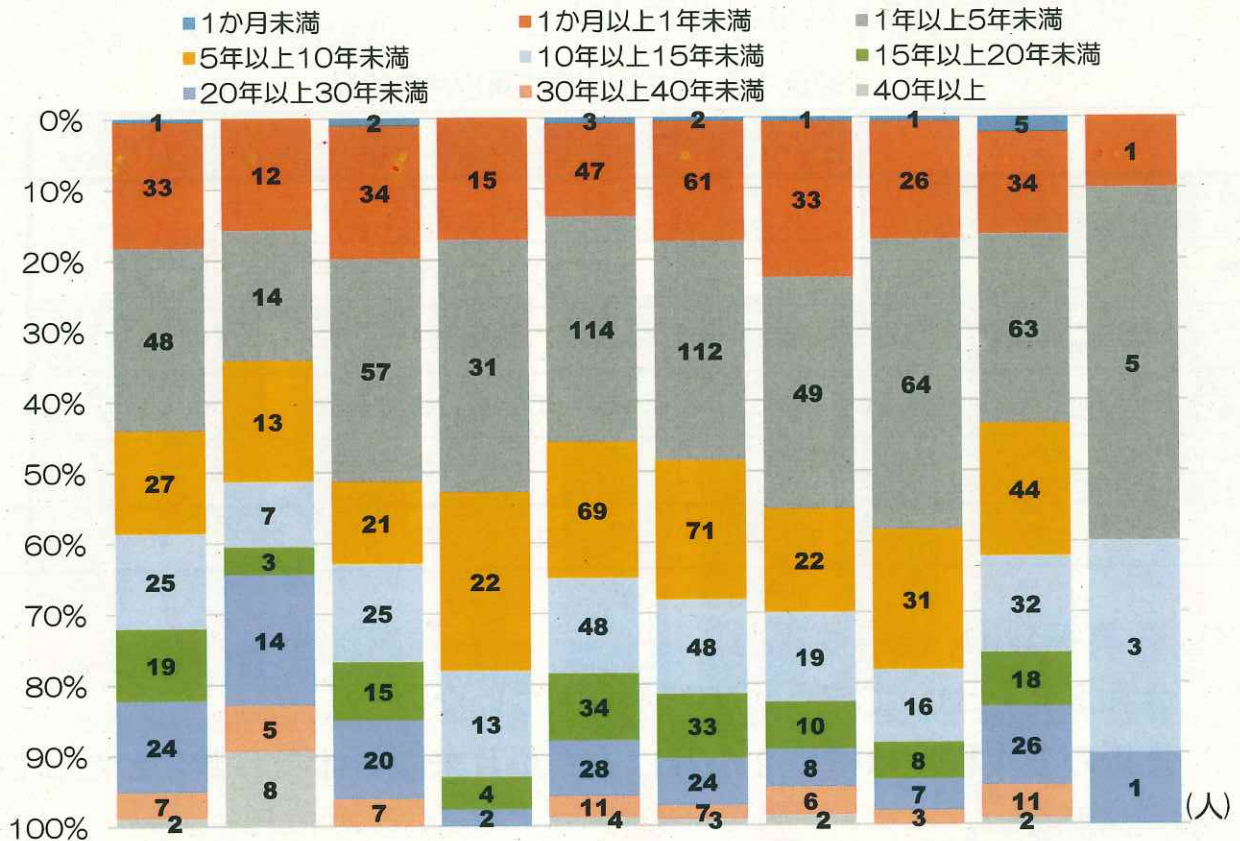
(休業)	4日以上 1か月未満	1か月以上 2か月未満	2か月以上 6か月未満	6か月以上	合計
関節の障害 (捻挫、亜脱臼及び転位を含む)	174	50	27	1	252
骨折	315	391	449	19	1,174
創傷 (切創、裂創、刺創及び挫滅傷を含む)	44	6	1		51
打撲傷 (皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む)	239	51	25	3	318
上記以外 (切創及び火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く))	2		2	1	5
合計	774	498	504	24	1,800

(人)

(4) 経験年数別

1年以上5年未満の経験年数の労働者の災害が業種によらず多く発生している。業種別では、建設業で経験5年以上の者、及び清掃・と畜業で経験5年未満の者について、災害が多い特徴がみられる。(図表17)

図表17 経験年数別業種別発生状況

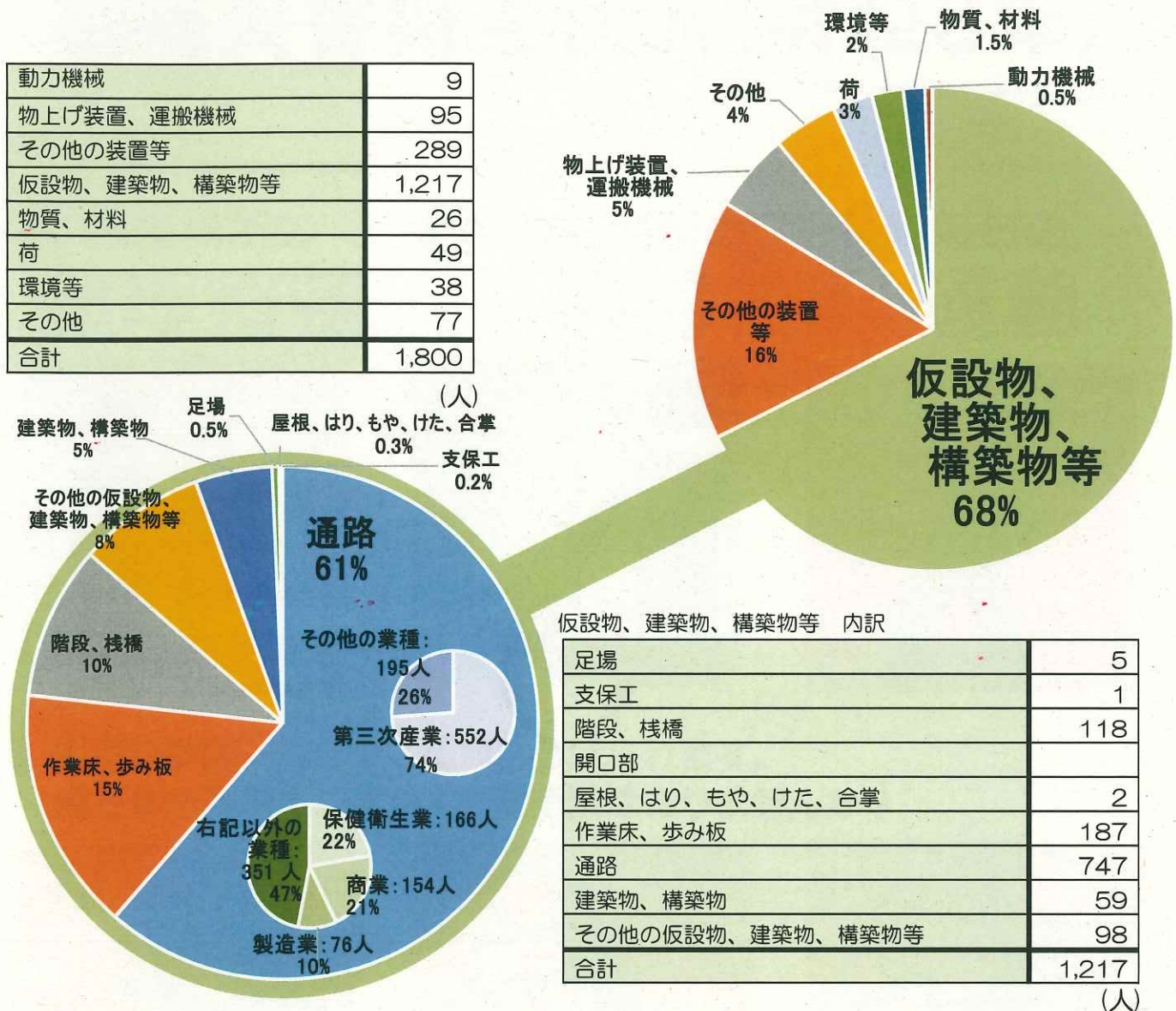


	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	左記以外(第三次産業)	左記以外	合計
1か月未満	1		2		3	2	1	1	5		15
1か月以上1年未満	33	12	34	15	47	61	33	26	34	1	296
1年以上5年未満	48	14	57	31	114	112	49	64	63	5	557
5年以上10年未満	27	13	21	22	69	71	22	31	44		320
10年以上15年未満	25	7	25	13	48	48	19	16	32	3	236
15年以上20年未満	19	3	15	4	34	33	10	8	18		144
20年以上30年未満	24	14	20	2	28	24	8	7	26	1	154
30年以上40年未満	7	5	7		11	7	6	3	11		57
40年以上	2	8			4	3	2		2		21
合計	186	76	181	87	358	361	150	156	235	10	1,800

(人)

(5) 起因物別

仮設物、建築物、構築物等が多く、中でも通路での災害が多い。通路での災害のうち、7割以上が第三次産業で発生し、また第三次産業内では保健衛生業、商業が多い。(図表 18)



図表 19 起因物別 (小分類) 件数上位

仮設物、建築物、構築物等以外では、小分類その他の用具(例:パレット、ホース等)が続く。(図表 19)

起因物	大分類	小分類	件数
仮設物、建築物、構築物等	—	通路	747
仮設物、建築物、構築物等	—	作業床、歩み板	187
仮設物、建築物、構築物等	—	階段、棧橋	118
その他の装置等	—	その他の用具	100
仮設物、建築物、構築物等	—	その他の仮設物、建築物、構築物等	98
その他の装置等	—	人力運搬機	84
その他	—	起因物なし	77
その他の装置等	—	その他の装置、設備	70
仮設物、建築物、構築物等	—	建築物、構築物	59
荷	—	荷姿のもの	48



ひと、暮らし、
みらいのために

転倒災害の再発防止のための自主点検結果（令和3年度分）

神奈川県労働局労働基準部
安全課

当局管内の令和3年の労働災害による休業4日以上死傷者数は8,668人、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり前年比13.8%の増加となった。転倒災害の割合はコロナウイルス患者が増えたことで若干減少したが、それでも全体の約21%を占め、事故の型別では最多となった。転倒災害は、作業中の行動に起因するものが少なからずあり、原因究明と対策樹立に困難を伴うこともあるが、作業の「場所」と作業する「人」に着目すると問題点をわかりやすく整理することができる。

このような視点を踏まえ、当局では、令和3年度に各労働基準監督署（以降、「各署」という。）で実施した転倒災害の再発防止のための自主点検結果を、次のとおり取りまとめた。

1 自主点検の目的

転倒災害の発生を端緒に事業場における安全衛生活動の活性化を促すこと。

2 自主点検の対象

令和2年下期から令和4年3月頃にかけて休業見込み日数が1か月以上の転倒災害を発生させた事業場を対象とした。使用した自主点検表は、別紙のとおりである。

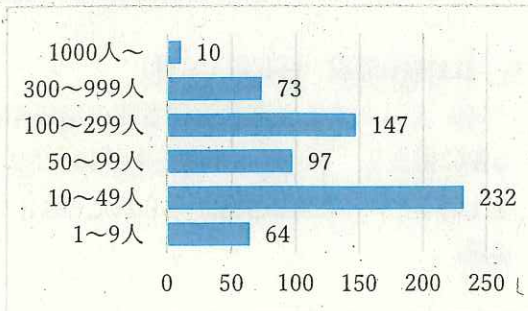
3 自主点検の回収事業場数

令和3年度に各署で実施した自主点検の回収数は623件であった。

(1) 規模別内訳

自主点検を事業場の規模別に集計したところ、図1のとおりであった。

図1 規模別集計内訳（合計623件）

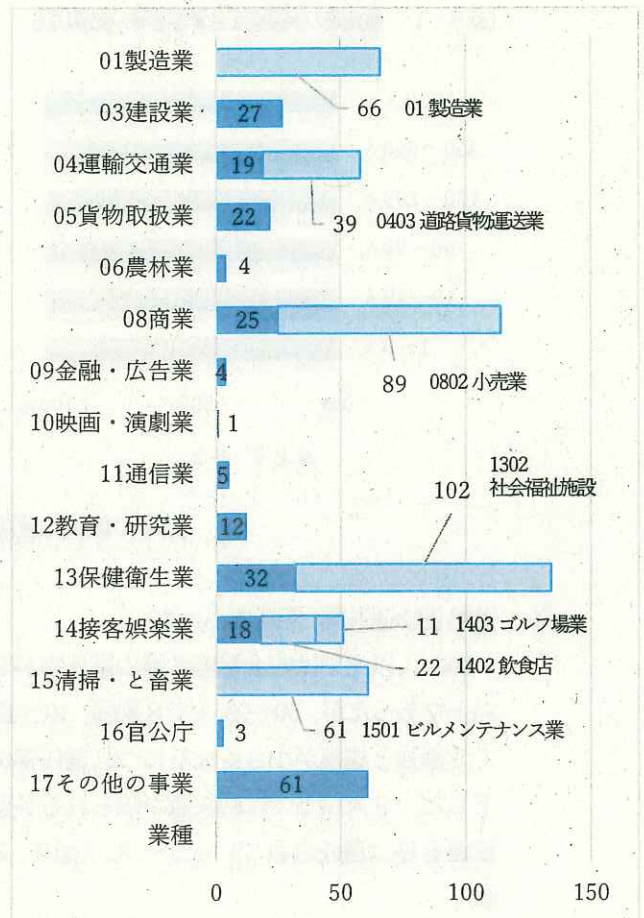


(単位：件)

(2) 業種別内訳

自主点検を事業場の業種別に集計したところ、図2のとおりであった。

図2 業種別集計内訳（合計623件）



(単位：件)

4 自主点検結果

自主点検回収数の上位の業種について、その細分類の構成などを踏まえ、次のとおり安全衛生管理体制、安全衛生委員会等の協議組織の有無及び転倒災害の原因を集計した。

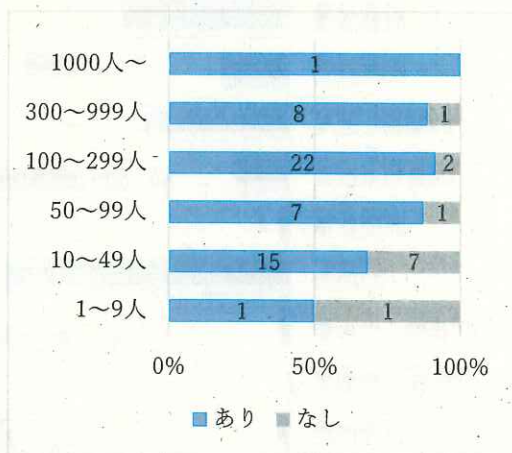
(1) 安全衛生管理体制

安全衛生管理体制の集計では、安全管理を担当する安全管理者、安全衛生推進者又は安全推進者（以下「安全管理者等」という。）に着目し、事業場の規模別に選任割合を整理した。

ア 製造業（回収数 66 件）

100人以上では、安全管理者等の選任率が9割を超えたが、99人以下では規模が小さくなるにつれ安全管理者等の選任率が低下した（図3-1参照）。

図3-1 製造業の規模別安全管理者等の配置状況

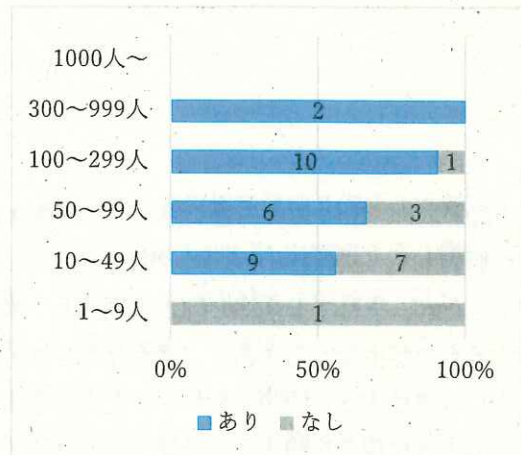


※ 図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 39 件）

100人以上では安全管理者等の選任率が9割以上であったが、50～99人で8割弱、10～49人で5割強と規模が小さくなるにつれ選任率が低下した。9人以下では回収数が限られるが安全管理者等は選任されていなかった（図3-2参照）。

図3-2 道路貨物運送業の規模別安全管理者の配置状況

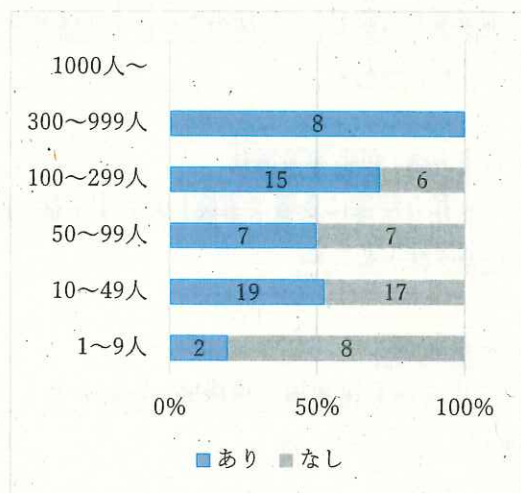


※ 図中の数値は回答数

ウ 小売業（89 件）

300人以上では安全管理者等の選任率は100%であったが、規模が小さくなるにつれ選任率が低下し、製造業と比べると、安全管理者等の選任率は総じて低かった（図3-3参照）。

図3-3 小売業の規模別安全管理者等の配置状況



※ 図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設（回収数 102 件）

300人以上でさえ安全管理者等の選任率は6割に留まり、1～49人の選任率が50～299人を上回るといった逆転現象がみられた（図3-4参照）。

図3-4 社会福祉施設の規模別安全管理者等の配置状況



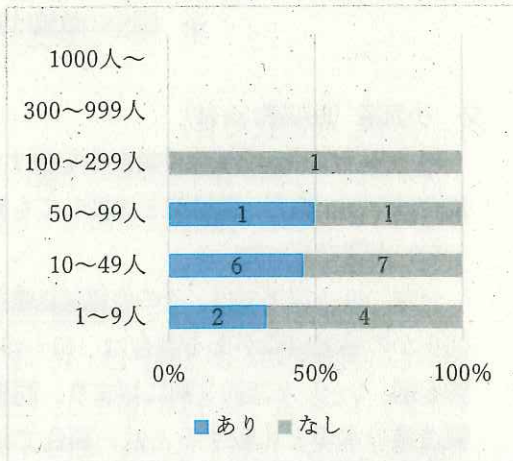
※ 図中の数値は回答数

オ 飲食店 (回収数22件)

安全管理者等の配置はいずれの規模も5割以下であった(図3-5参照)。

この要因として、飲食店は労働安全衛生法上、安全管理体制の整備が義務付けられていないことなどが考えられる。

図3-5 飲食店の規模別安全管理者等の配置状況



※ 図中の数値は回答数

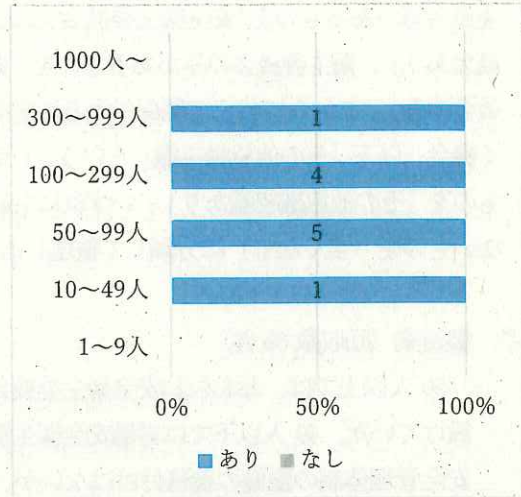
カ ゴルフ場業 (回収数11件)

回収数が限られるが、安全管理者等の選任率は100%であった(図3-6参照)。

この要因として、ゴルフ場業は労働安全衛生法上、安全管理体制の整備の義務があることや

他のサービス業と比べると事業場の労働者数が多いことなどが考えられる。

図3-6 ゴルフ場業の規模別安全管理者等の配置状況

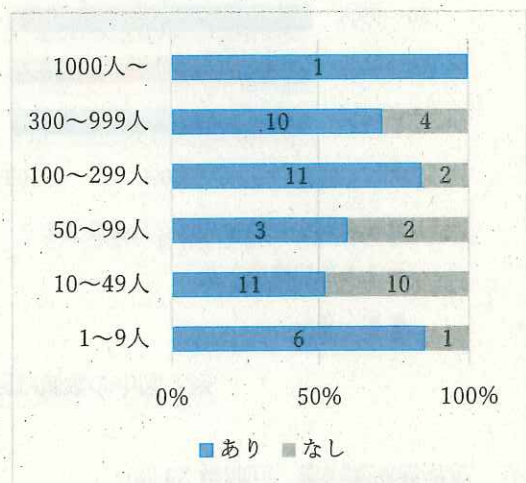


※ 図中の数値は回答数

キ ビルメンテナンス業 (回収数61件)

10～99人で安全管理者等の選任率が低かったが、100人以上では7割以上、1～9人では、集計対象とした全業種の中で、最も高い選任率であった(図3-7参照)。

図3-7 ビルメンテナンス業の規模別安全管理者等の配置状況



※ 図中の数値は回答数

(2) 安全衛生委員会等

安全衛生委員会等の集計では、安全管理を担う安全委員会又は安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）に着目し、規模別に、安全衛生委員会等があるものを「安全衛生委員会又は安全委員会あり」、衛生委員会のみがあるものを「衛生委員会のみ」、これらに代えて関係労働者の意見を聴く機会（以下「その他協議組織」という。）があるものを「その他協議組織あり」、いずれにも該当しないものを「全くなし」に分類して整理した。

ア 製造業（回収数 66 件）

50 人以上では、おおむね安全衛生委員会等を設けていた。49 人以下では労働安全衛生法上、安全管理体制の整備の義務付けはないが、高い割合でその他協議組織を設けていた。その他協議組織を含めると 7 割以上の事業場で何らかの協議組織を設置していた（図 4-1 参照）。

図 4-1 製造業の規模別の協議組織の有無



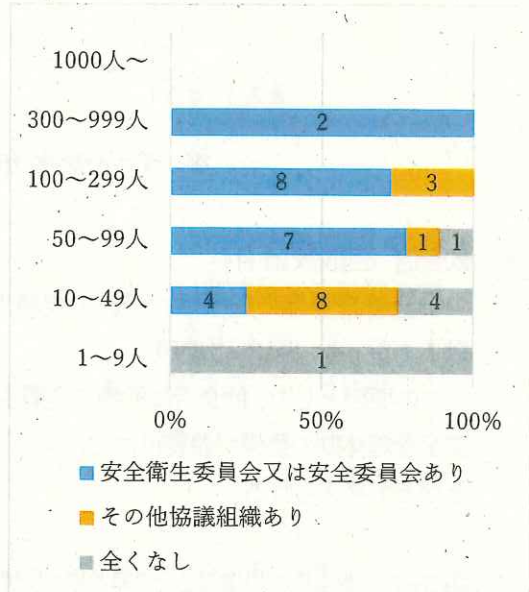
※ 図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 39 件）

50 人以上では、少なからず安全衛生委員会等の未設置が認められた。

10～49 人では労働安全衛生法上、安全管理体制の整備の義務付けはないが、その他協議組織を含めると 7 割以上の事業場で何らかの協議組織が設置されていた（図 4-2 参照）。回答数が限られるが、1～9 人では安全衛生委員会等が設置されていなかった。

図 4-2 道路貨物運送業の規模別の協議組織の有無



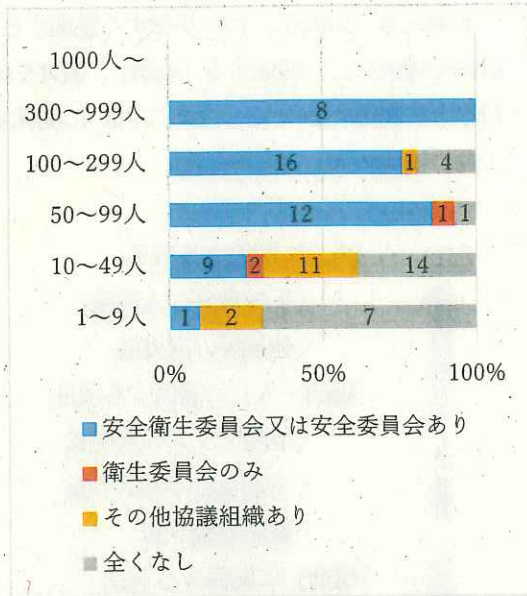
※ 図中の数値は回答数

ウ 小売業（回収数 89 件）

50 人以上では安全衛生委員会等を設けている割合は 7 割を超え、製造業と比較しても見劣りしない水準であった。

一方、49 人以下では、その他協議組織を含め何らかの協議組織がある割合は、10～49 人で約 6 割、1～9 人で約 3 割に留まり、同規模の製造業の水準と比較すると低い割合であった（図 4-3 参照）。これらの要因として、小売業（各種商品小売業などの業種を除く）は労働安全衛生法上、安全管理体制の整備の義務付けがないこと及び製造業と比べると機械設備などが限られ、重篤な労働災害の発生が少なく、作業間の連絡調整や設備に関連する作業手順の見直しなどの機会が限られことが考えられる。

図4-3 小売業の規模別の協議組織の有無



※ 図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設 (回収数 102 件)

最も高い 100 人以上でさえ安全衛生委員会等の設置割合は 5 割に留まり、10～49 人では 2 割に満たなかった。ただし、衛生委員会やその他協議組織を含めると何らかの協議組織のある割合は 7 割以上であった (図 4-4 参照)。

図4-4 社会福祉施設の規模別の協議組織の有無



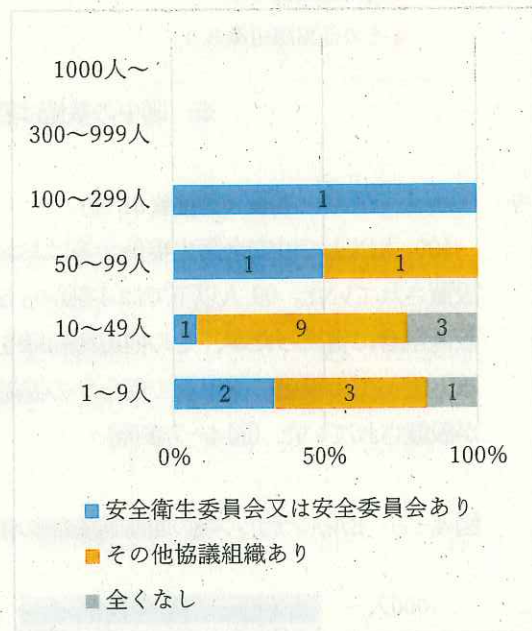
※ 図中の数値は回答数

オ 飲食業 (回収数 22 件)

飲食店は労働安全衛生法上、安全管理体制の整備の義務付けはないが、小売業と比較すると安全衛生委員会等の設置割合は若干高く、その他協議組織を含めると 8 割近くとなった (図 4-5 参照)。

しかし、上記 (1) オのとおり、飲食店では安全管理者等の配置が低調であるため、共通の目的のもと組織的に安全衛生活動を実施することが求められる。

図4-5 飲食店の規模別の協議組織の有無



※ 図中の数値は回答数

カ ゴルフ場業 (回収数 11 件)

回収数が限られるが、安全衛生委員会等の設置割合は非常に高く、衛生委員会やその他協議組織を含めると、いずれの規模でも何らかの協議組織を設置していた (図 4-6 参照)。

この要因として、ゴルフ場業は労働安全衛生法上、安全管理体制の整備の義務があることや、他のサービス業と比べると事業場の労働者数が多いことなどが考えられる。

図4-6 ゴルフ場業の規模別の協議組織の有無

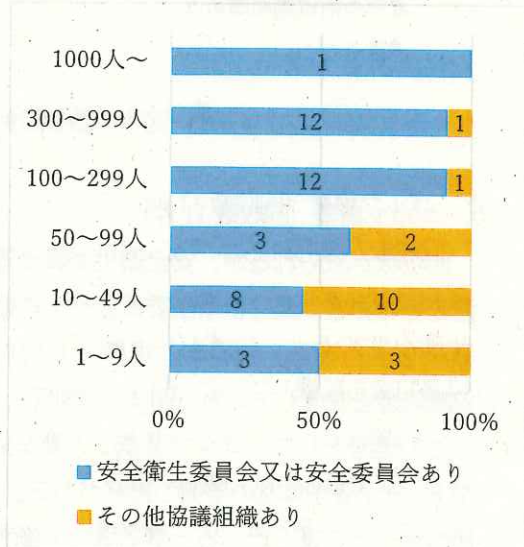


※ 図中の数値は回答数

キ ビルメンテナンス業 (回収数 61 件)

100人以上では安全衛生委員会等はおおむね設置されていた。99人以下では4割から6割の設置割合に留まったが、その他協議組織を含めるとすべての規模の事業場で何らかの協議組織が設置されていた (図4-7参照)。

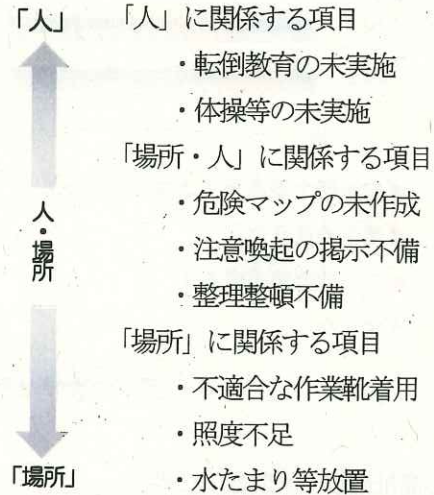
図4-7 ビルメンテナンス業の規模別協議組織の有無



※ 図中の数値は回答数

(3) 転倒災害の原因 (複数回答有)

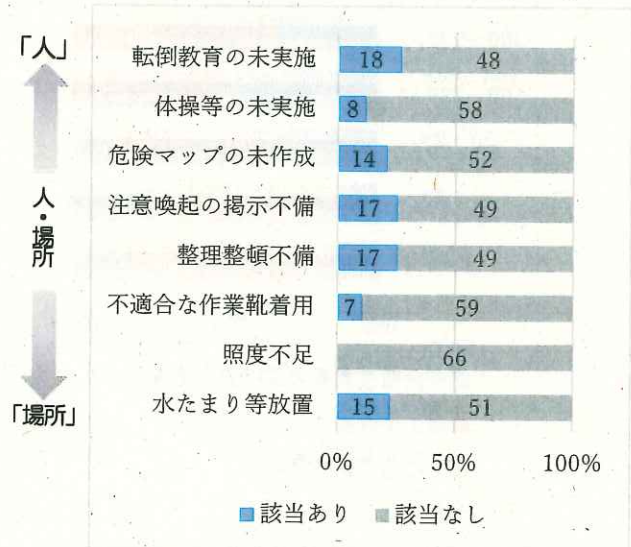
転倒災害の原因を、わかりやすく整理するため、設備や環境などに関する「場所」、教育や体力維持などに関する「人」、そして互いに関係するものを「場所・人」に区分した。



ア 製造業 (回収数 66 件)

「人」に関する転倒教育の未実施が最多であったが、「場所・人」に関する注意喚起の掲示不備、整理整頓不備がこれに次ぎ、「場所」に関する水たまり放置も少なくなかった (図5-1参照)。

図5-1 製造業の転倒災害の原因 (全数 63 件)

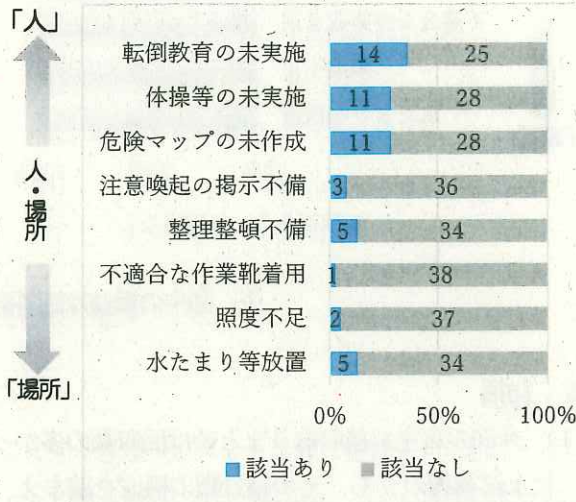


※ 図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業 (回収数 39 件)

「人」に関する転倒教育及び体操等の未実施が1位、2位であり、「場所」に関する「水たまり等放置」も多少あるが「人」又は「場所・人」に関する回答が多かった (図5-2参照)。

図5-2 道路貨物運送業の内訳 (合計 58 件)

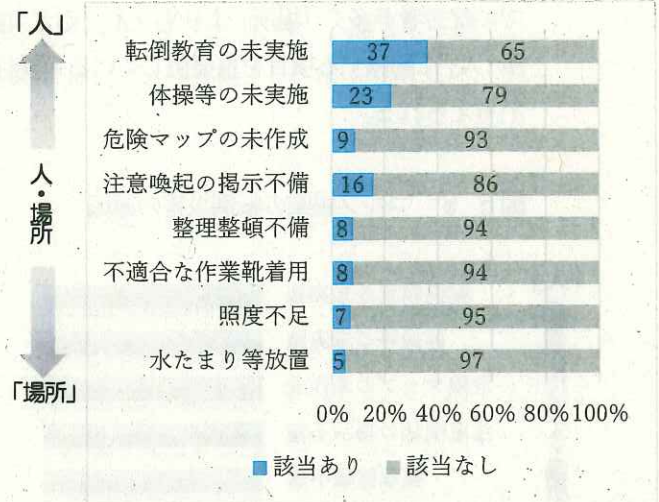


※ 図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設 (回収数 102 件)

「人」に関する転倒教育及び体操等の実施が1位、2位であり、上記イ及びウと同じような傾向であったが、「場所」に関する回答がより少なかった (図5-4参照)。

図5-4 社会福祉施設の転倒災害の原因



※ 図中の数値は回答数

ウ 小売業 (回収数 89 件)

「人」に関する転倒教育及び体操等の未実施が1位、2位であり、上記イと同じような傾向であった。(図5-3参照)。

図5-3 小売業の転倒災害の原因



※ 図中の数値は回答数

オ 飲食店 (回収数 22 件)

上記イ乃至エと同じような傾向であったが、転倒教育の未実施が6割、体操等の未実施が5割近くあるなど「人」に関する回答がより多かった (図5-5参照)。

図5-5 飲食店の転倒災害の原因



※ 図中の数値は回答数

カ ゴルフ場業（回収数11件）

「人」又は「場所・人」に関する項目の回答が上位であったが、全項目を通じて回答割合は少なく、特に「場所」に関する項目はわずかであった。（図5-6参照）。

この要因として、ゴルフ場業では一定程度、各種取組を実施したり、キャディーなど屋外での就労者が多く「場所」よりも「人」又は「場所・人」に関する項目を重要視している可能性が考えられる。

図5-6 ゴルフ場業の転倒災害の原因



※ 図中の数値は回答数

キ ビルメンテナンス業（回収数61件）

「人」に関する体操等の未実施が1位、「場所・人」に関する危険マップの未作成、注意喚起の掲示不備が2位、3位となった（図5-7参照）。

この要因として、ビルメンテナンス業では就労場所が受託先となるものが少なからずあり、自社管理による設備改修を含めた「場所」の安全対策が取りづらいことや、他の業種と比べると高齢労働者の就労割合が高く「人」又は「場所・人」に関する項目を重要視している可能性が考えられる。

図5-7 ビルメンテナンス業の転倒災害の原因



※ 図中の数値は回答数

5 総括

(1) 今回の自主点検の取りまとめは回収数の多かった上位業種のうち、その細分類の構成を踏まえ、製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店、ゴルフ場業及びビルメンテナンス業の計7業種を集計対象とした。

(2) 安全衛生管理体制については、製造業、道路貨物運送業、ゴルフ場業及びビルメンテナンス業で安全管理者等の選任割合が高く、特にゴルフ場業の選任割合は100%、ビルメンテナンス業は規模の小さい1~9人でも8割以上と高水準であった。

一方、小売業及び飲食店では規模が小さくなるにつれ安全管理者等の選任割合が低下するという規模と選任割合の相関関係がみられ、社会福祉施設では規模に関係なく安全管理者等の選任割合は低かった。この要因として、労働安全衛生法上の安全管理者等の選任義務が関係しているほか、社会福祉施設では衛生管理者の選任割合が比較的に高いことを踏まえると（別添資料参照）、社会福祉施設では健康管理を主体としている可能性が考えられる。

一般論ではあるが転倒災害を削減するためには安全衛生管理体制の確立が不可欠である。近年、第三次産業で労働災害が増加する状況を踏まえると、

小売業、社会福祉施設、飲食店で安全管理者等を配置し共通の目的のもと組織的に安全活動を展開することが強く望まれる。

- (3) 安全衛生委員会等についても、労働安全衛生法上、安全管理体制の整備を義務付ける製造業、ゴルフ場業及びビルメンテナンス業で安全衛生委員会等の設置割合が高く、その他協議を含めるとビルメンテナンス業で100%、ゴルフ場業で100%に迫る水準であった。

道路貨物運送業及び小売業では300人以上で安全衛生委員会等の設置割合は100%であったが、これ以下では規模が小さくなるにつれ設置割合が低下した。このような傾向は飲食店でも同様であったが、飲食店ではその他協議組織を含めると小規模事業場においても高い割合で何らかの協議組織を設けていた。安全衛生委員会等を設置していない事業場では、既存の協議組織を活用することによって安全衛生委員会等の代替とすることも有効であると考えられる。

他方、社会福祉施設では安全衛生委員会等の設置割合は最も高い100人以上でさえ5割に留まり、規模が小さくなるにつれ設置割合は低下した。

しかし、衛生委員会又はその他協議組織が一定程度設置されており、効果的に衛生委員会やその他協議組織を活用できれば、安全衛生委員会等の代替機関となり得るものといえる。

- (4) 転倒災害の原因については、全業種を通じて「人」に関する項目の回答割合が高かった。転倒教育の未実施は全業種で1位、体操等の未実施も上位であった。この結果は、回答のあった事業場で各取組に課題を有していることを示すものである。転倒予防の教育や体操等は様々なものがあるが、各取組の効果を最大化するためには、転倒災害のメカニズムをよく理解し、「場所」の安全対策だけでなく、労働者自身の安全衛生意識の向上を図ることも重要である。

本取りまとめでは、わかりやすさを重視して転倒災害の原因を「場所」と「人」に区分したが、転倒

災害の要因は各個人の「内的要因」と周囲の環境の「外的要因」に大別される。具体的には、「内的要因」は病気、身体機能の低下、睡眠不足、気持ちの焦りなどである。「外的要因」は照度、床面の摩擦係数、降雪などである。そして危険箇所の管理などの「管理的要因」が関係するとされている⁽¹⁾。

このように整理すると、転倒予防の教育では、設備の問題などの「外的要因」の解消だけでなく、自身の心理的状态や健康状況が深く関係していることを教育することも効果的であり、体操等では、身体機能の向上など「内的要因」を意識した取組みが有効であると考えられる。特に高齢労働者については、一般的に年齢を重ねるにつれ身体機能が低下するといわれているため、エイジフレンドリーガイドライン⁽²⁾に基づく体力チェックにより転倒リスクを把握し、労働者自身の「気づき」によって安全衛生意識を向上させ、その上で転倒予防体操⁽³⁾などを実施することが推奨される。

- (5) 一方、「場所」に関する項目では、水たまり等放置が全業種を通じて多く、特に製造業では他の業種より回答割合が高かった。この結果は、回答のあった製造現場などにおいて床面の水、油、粉類などによる滑りの解消に課題を有していることを示すものである。これらの解消のためには設備的な改善を基本とすべきであるが、すぐに設備改修を実施することができない場合は、危険箇所の管理などの「管理的要因」の対応を考えてもらいたい。

- (6) 他方、「場所・人」に関する項目では、業種でバラツキはあるが、全体からみると注意喚起の掲示不備が多かった。この結果は、回答のあった事業場で「見える化」などによる注意喚起の取組の余地があることを示すものである。当局では、令和2年度以降、転倒災害防止のための好事例を順次収集し、当局ホームページに掲載している⁽⁴⁾。この中には「見える化」の取組もあるためぜひ参考としてもらいたい。

- (7) 最後に、今回の自主点検の取りまとめでは、「安全管理」に着目し、安全管理者等の選任割合や

安全衛生委員会等の設置割合から各業種の課題などを整理したが、上記(4)のとおり転倒災害の要因には身体機能の低下など労働者の健康問題が密接に関係する。近年の高齢化の進展による高年齢労働者の増加を踏まえると、今後はより一層、労働者の健康確保や身体機能の維持、向上の取組みの重要性が高まると考えられる。事業場の安全衛生活動においては、安全衛生管理を一体として転倒予防の取組みを推進することが効果的である。

(参考資料)

- (1) 「転びの予防と簡単エクササイズ」



(中央労働災害防止協会書籍販売ページ)

- (2) 「エイジフレンドリーガイドライン」



(厚生労働省作成パンフレット)

- (3) 「転倒・痛予防! 「いきいき健康体操」」
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金
労働安全衛生総合研究事業の一環)



(職場のあんぜんサイトの動画)

- (4) 「転倒災害防止のための取組事例」



(神奈川県労働局HP)

転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書

令和 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業場名

業種

所在地

代表者氏名

㊞

令和 年 月 日発生した下記被災労働者に係る労働災害について、下記のとおり自主点検を実施しましたので報告します。

1 被災事業場の安全衛生管理体制について教えてください

(1) 以下の安全衛生担当者のうち選任しているもの全てに☑をつけてください。

安全管理者 衛生管理者 安全衛生推進者 安全推進者

(2) 以下のうち実施しているものに○をつけてください。

安全委員会 衛生委員会 安全衛生委員会
その他(関係労働者の意見を聴くための機会を設けている)

2 転倒災害が発生した原因として考えられるもの全てに☑をつけてください。☑をつけた項目については、改善措置を実施してください。

No.	原因	
1	身の回りの整理・整頓を行っていなかった。通路、階段、出口に物を放置していた。	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや水、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていなかった。	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていなかった。	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていなかった。	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用していなかった。	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していなかった。	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていなかった。	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていなかった。	<input type="checkbox"/>

3 上記原因の項目の他に今回の転倒災害の原因として考えられるもの及び今回の転倒災害を契機として新たに取組むこととした対策を記入してください。

例) 4S、KY活動、見える化などの安全活動を推進する旗振り役として、安全推進者を配置した。
 毎月1回、職場の総点検を実施することとした。・・・など。

※記載しきれない場合、余白又は別紙に記載し、添付してください。

※ 署によっては点検項目を追加した自主点検表を使用しているため、上記内容を基本項目として集計した。

表1 製造業の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	1	1 (100%)	1 (100%)	—	—
300～999人	9	8 (89%)	9 (100%)	—	—
100～299人	24	20 (83%)	19 (79%)	4 (17%)	2 (8%)
50～99人	8	6 (75%)	6 (75%)	1 (13%)	—
10～49人	22	2 (9%)	3 (14%)	13 (59%)	—
1～9人	2	1 (50%)	1 (50%)	—	—

表2 道路貨物運送業の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
300～999人	2	1 (50%)	2 (100%)	1 (50%)	—
100～299人	11	9 (82%)	9 (82%)	1 (9%)	—
50～99人	9	4 (44%)	4 (44%)	3 (33%)	—
10～49人	16	1 (6%)	3 (19%)	8 (50%)	—
1～9人	1	—	—	—	—

表3 小売業の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
300～999人	8	8 (100%)	8 (100%)	1 (13%)	—
100～299人	21	10 (48%)	17 (81%)	1 (5%)	4 (19%)
50～99人	14	6 (43%)	11 (79%)	1 (7%)	1 (7%)
10～49人	36	8 (22%)	11 (31%)	10 (28%)	5 (13%)
1～9人	10	1 (10%)	2 (20%)	1 (10%)	—

表4 社会福祉施設の安全管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
300～999人	3	1 (33%)	1 (33%)	1 (33%)	—
100～299人	10	1 (10%)	10 (100%)	—	1 (10%)
50～99人	25	2 (8%)	20 (80%)	3 (80%)	4 (16%)
10～49人	58	8 (14%)	12 (21%)	16 (21%)	7 (12%)
1～9人	6	2 (33%)	2 (33%)	1 (33%)	—

表5 飲食店の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
100～299人	1	—	1 (100%)	—	—
50～99人	2	1 (50%)	2 (100%)	1 (50%)	1 (50%)
10～49人	13	2 (15%)	7 (54%)	3 (23%)	1 (8%)
1～9人	6	—	1 (17%)	2 (33%)	—

表6 ゴルフ場の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
300～999人	1	1 (100%)	1 (100%)	—	—
100～299人	4	4 (100%)	4 (100%)	1 (25%)	—
50～99人	5	5 (100%)	5 (100%)	—	—
10～49人	1	—	—	1 (100%)	—

表7 ビルメンテナンス業の安全管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	1	1 (100%)	1 (100%)	—	—
300～999人	14	9 (64%)	10 (71%)	—	1 (7%)
100～299人	13	9 (69%)	13 (100%)	6 (46%)	1 (8%)
50～99人	5	3 (60%)	3 (60%)	—	—
10～49人	21	6 (29%)	5 (24%)	5 (24%)	2 (10%)
1～9人	7	1 (14%)	2 (29%)	2 (29%)	3 (43%)



高齢化が進んでいる産業現場必見！



ゼロ災 無料出張サービスのご案内

仕事中の**転倒災害・腰痛災害「0」**を目指して取組む企業への専門家派遣！

神奈川県産業保健総合支援センターでは、仕事中に「転倒災害」や「腰痛災害」等が発生した事業場と、これらの災害防止対策に取り組んでいる企業を支援するため、**健康運動指導士や理学療法士などの専門家を派遣**して働き盛りの中高年齢労働者の身体機能の維持・改善と足腰の筋力やバランス力の低下を防ぐ「転倒予防」と「腰痛予防」等をお手伝いする「**健康応援！ ゼロ災無料出張サービス**」を開始しました。

「転倒災害」と「腰痛災害」は安全面の対策のみでは不十分。足を一步踏み出せていたら、バランス崩さなかったかも。

「転倒災害」と「腰痛災害」を防止するには安全面と健康面を両輪にして、身体機能の維持・改善が必需なんです。

働く人の高齢化により身体機能の衰え等で、年齢を重ねるごとに「転倒災害」と「腰痛災害」が増加しているよ。



安全対策に取り組んでいるが…なかなか、「**転倒災害**」と「**腰痛災害**」が減らないと悩んでいませんか？



専門家がヒアリングして事業場にあった **健康応援ゼロ災無料出張サービス** を提案

事業場の規模、業種、仕事や作業内容等に応じた健康応援メニューの**プランニング***を提案します。

健康測定・チェック

- 健康度や体力、姿勢の測定
- バランス・ロコモ度チェック
- 職場環境のチェック
- 作業状況から見た転倒・腰痛対策

社内セミナーの実施や実技指導、運動アドバイスなど (社内セミナーや転倒予防・腰痛予防アドバイスは、リモート利用可能)

- 転倒予防・バランス運動
- 腰痛予防のための運動
- 職場でできるストレッチ体操
- 作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等
- メタボ改善に向けた運動指導 など

*プランニングは、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針)に基づく、健康保持増進計画を言います。

健康保持増進計画を作成して、当該計画に基づいて、労働者に対する「健康測定」又は「健康指導」、事業場内の推進スタッフに対する「研修等」のいずれかの措置を実施した場合、**助成金支給の対象**となる場合があります。



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川県産業保健総合支援センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階

TEL **045-410-1160** 平日(月~金) 8:30~17:15

まずは
ご相談
ください！



身体活動や運動による健康確保・増進の取組 支援申込書

身体活動の改善や運動機会の増進によって働く人の健康確保・増進にとりくみを進める企業・事業場に、運動指導士や理学療法士などの専門家を派遣して、実演による運動等の指導やアドバイス、従業員教育等を行います。

年 月 日

事業場名			労働者数	人					
所在地	〒								
	TEL			FAX					
担当者	部署名			氏名					
	職種	<input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 産業看護職 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 人事・労務担当者 <input type="checkbox"/> 衛生管理者 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	e-mail								
業種			業務内容						
訪問希望日	事前打合せ（事業場の健康課題の絞り込みについてのヒアリング）								
	第1希望日	令和	年	月	日 ()	時間帯	:	~	:
	第2希望日	令和	年	月	日 ()	時間帯	:	~	:
	実地支援（運動指導士・理学療法士などの専門家が実際に事業場に訪問する実地の指導・セミナー・アドバイスなど）								
第1希望日	令和	年	月	日 ()	時間帯	:	~	:	
第2希望日	令和	年	月	日 ()	時間帯	:	~	:	
支援を希望する職場の健康課題（該当する項目の <input type="checkbox"/> にレを入れてください。）									
<input type="checkbox"/> 転倒災害が増加している <input type="checkbox"/> 腰痛災害又は腰や膝などの痛みを訴える従業員が増加 <input type="checkbox"/> 転倒災害や腰痛災害を発生させない作業姿勢・作業環境・作業管理・健康管理等の改善 <input type="checkbox"/> 中高年労働者又は着座時間が長い労働者等を中心とした運動機能の向上 <input type="checkbox"/> 働きながら病気（がん・脳卒中・心臓病・糖尿病等）を治療している社員への具体的支援方法 <input type="checkbox"/> 法令で義務付けられている健康診断実施後の保健指導 <input type="checkbox"/> 口腔保健指導（歯周病対策等） <input type="checkbox"/> メタボ従業員（生活習慣病・ハイリスク者）の増加 <input type="checkbox"/> 睡眠不足を訴える従業員がいる / 増えている <input type="checkbox"/> ストレスを抱えがちな従業員が増えている <input type="checkbox"/> 作業動作のムダをなくし働きやすい職場環境を実現したい <input type="checkbox"/> 身体活動・運動機会の増進や運動習慣の定着によって従業員の健康維持・増進を図りたい									
以上のほかに希望される支援の具体的内容がありましたら 御記入ください。									

申込書到着後、当センターからご担当者あてに、訪問日時等の調整についてご連絡いたします。

申込先 神奈川産業保健総合支援センター 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階
 TEL: 045-410-1160 FAX: 045-410-1161
 ホームページ申込み <http://www.kanagawas.johas.go.jp/publics/index/536/>

